

## 企画競争実施の公示

令和6年2月20日

分任支出負担行為担当官  
四国地方整備局  
徳島河川国道事務所長 関 健太郎

次のとおり、提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

令和6年度 水位予測システム提供外業務

#### (2) 業務内容

本作業は、水位・雨量データから河川水位のリアルタイム予測情報の提供を行うものである。情報提供地点は5観測所を対象とする。

なお、予測手法には流量（上流のダム放流量を除く）を介さず、水位・雨量データから直接水位を予測するものとする。

#### (3) 履行期間

契約締結の翌日～令和6年12月13日まで

### 2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加者の資格に関する公示（令和5年3月31日付官報）に基づく再申請の手続きを行った者。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

(4) 本件に組合等（特別法に基づく協同組合又はこれに類する組織）として提案書を提出しようとする場合の構成員でないこと。

(5) 平成31年度（令和元年度）以降公示日までに完了した業務（令和5年度に完了予定である業務も対象に含む。）において、下記に示す同種又は類似業務にかかる実績（再委託による業務の実績は含まない。）を1件以上有することを証明した者であること。

1) 同種の履行実績とは、河川・ダムに関連する水位・雨量についての情報提供とする。

2) 類似の履行実績とは、気象情報提供とする。

(6) 提案書の提出期限日から特定後に行う見積の時まで、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 発注者から直接説明書を交付された者であること。

### 3. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 同種又は類似業務の実績
- (2) 実施方針
- (3) 特定テーマ  
水位予測の精度向上に資するダム放流の操作ルール及び操作状況を水位予測モデルへ反映するための留意点
- (4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

#### 4. 手続等

- (1) 担当部局  
〒770-8554 徳島県徳島市上吉野町3丁目35  
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 経理課 契約係  
電話：088-654-9055（経理課直通）  
FAX：088-654-9056
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
  - 1) 交付期間  
令和6年2月20日から令和6年3月11日まで（休日を除く）  
8時30分から12時、13時から17時まで。
  - 2) 交付場所  
上記（1）に同じ。
  - 3) 交付方法  
交付を希望する者には、郵送（希望者の負担）又は、窓口で交付を行う。
    - 1) 郵送の場合  
予め上記（1）に申し出ること。
    - 2) 窓口での交付  
上記（1）に同じ。
- (3) 提案書の提出期限、場所及び方法
  - 1) 提出期限  
令和6年3月11日 17時00分
  - 2) 提出場所  
上記（1）に同じ。
  - 3) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限る。）。
- (4) 提案書に対するヒアリングの有無  
無

#### 5. その他

- (1) 本手続で使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報の入手窓口  
上記3.（1）に同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、無断で二次的使用を行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (6) 提案書の提出者は、提案書の作成にあたって、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならない。
- (7) 資本関係又は人的関係のある複数の者が提案書を提出することは認めない。

(8) 企画競争の結果、提案書が特定された場合であっても、会計法令に基づく契約手続の完了までは国との間に契約関係が生じるものではない。

(9) 詳細は、説明書による。

(10) 特定通知等

- 1) 本契約予定案件の特定通知は、令和6年度の予算成立を条件として、書面により通知する。
- 2) 暫定予算となった場合は、本契約に係る予算が全額計上されている場合には全額の契約とするが、全額計上されていない場合には、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
- 3) 成立する予算の状況により、本件の入札契約手続きを延期又は中止する可能性がある。